

株式会社の
設立手続きが
スムーズに！

2025年3月
全国展開！



定款認証の手続が
「**2つの原則**」の導入で
便利になります！

原則
01

48時間原則

定款の作成をかんたんに！

「定款作成支援ツール」を

無料で公開しています

2023.12.26～ 全国どこでもご利用いただけます



手続をスピーディーに！

定款作成支援ツールをご利用の場合、

原則として**48時間以内**に手続を完了します

2024.1.10～ 東京都内・福岡県内の公証役場でスタート

2024.9.20～ 首都圏、愛知県内、大阪府内等に対象を拡大



2025.3.3～

- ・全都道府県で利用が可能になりました。
- ・48時間原則をご利用の場合、定款認証と設立登記を併せて原則として72時間以内に手続を完了する取組も行っています。

原則
02

ウェブ会議原則

面前審査もオンラインで！

電子定款の認証の場合、公証人との面前審査の手続は
ウェブ会議が原則です

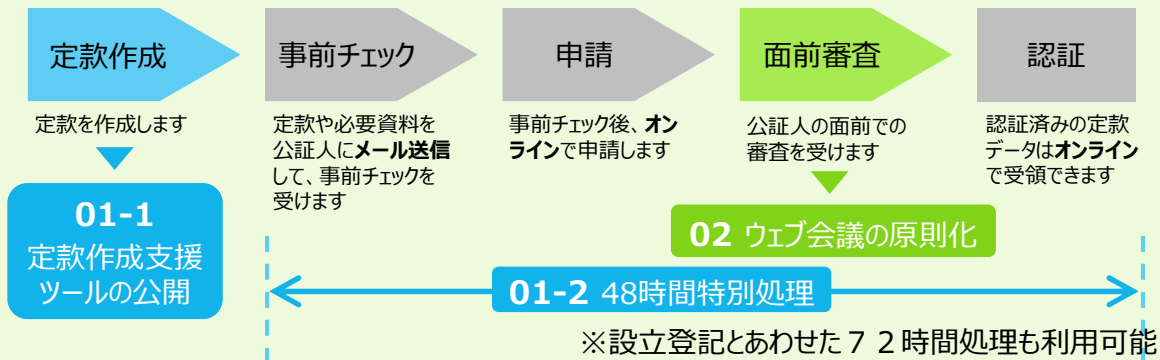
2024.3.1～ 全国すべての公証役場でスタート



詳細は裏面をご覧ください

定款認証の手続が変わります

変更後の手続のイメージ



01-1 定款作成支援ツールの公開

2023.12.26～全国

小規模でシンプルな株式会社をスピーディーに設立したいという起業家のニーズにこたえるため、**定款作成を支援するツールを作成し、公開**しました。

日本公証人連合会ホームページ（下部参照）からツールをダウンロードの上、**必要項目についてプルダウン選択・入力すれば、定款が完成**します。

- ※ 発起人3名以下・取締役会非設置など、作成できる定款の内容には制限があります。
- ※ ツールは二次利用（改良・第三者への提供等）も可能です（詳細は日本公証人連合会事務局（03-3502-8050）まで）。

01-2 48時間特別処理

2024.1.10～東京都・福岡県

2024.9.20～埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・大阪府

2025.3.3～全国展開

定款作成支援ツールを利用して作成した定款について、**原則として48時間以内に認証手続を完了**する運用をスタートしました。

- ※ ご利用に当たっては、定款に電子署名をし、**オンラインで申請**をする必要があります。
- ※ 日中にご都合がつかない場合には、**平日夜間（20時まで）にウェブ会議による審査も可能**です。
- ※ 48時間の起算点は、必要な資料がすべて公証役場にメールで到達したときです。資料に不備などがあれば、手続に時間を要する場合があります。また、48時間の算定は、土・日・祝日を除きます。紙の委任状等を郵送又は持参により提出する場合には、算定方法が異なります。

48時間特別処理を利用した場合に、**公証人の定款認証と法務局の設立登記を併せて原則として72時間以内に完了**する取組を開始しました（2024.9.20～）。

- ※ 定款認証後から設立登記を申請するまでの時間は72時間に含まれません。
- ※ 設立登記について、添付書面情報を全て電磁的記録で作成の上、定款認証後1週間以内にオンラインで申請し、登録免許税を電子納付する必要があります。

2 ウェブ会議の原則化

2024.3.1～全国

公証役場にお越しいただく負担をなくすため、**電子定款の認証における面前審査**について、**対面実施の希望がない限り、ウェブ会議で実施することを原則**とする運用をスタートしました。

○定款作成支援ツールのダウンロードや各種手続の詳細については、日本公証人連合会ホームページをご覧ください。

URL <https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/startup.html>



○定款認証のオンライン手続に関して不適切な事案やご意見がありましたら、以下のウェブフォームからお知らせください。

URL <https://forms.gle/SwKWWhBvclWzMcnda6>